省令

○総務省令第百四十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十五日

総務大臣　川端　達夫

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第六号中「第十四条第一項の表十三の項㈠」を「第十四条第一項の表十八の項㈠」に改める。

第十五条の三第二号中⑱を⑲とし、⑴から⑰までを⑵から⑱までとし、同号に⑴として次のように加える。

⑴　設備規則第四十九条の六に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

第十五条の三第十号⑴中「第四項」を「第三項」に改め、同号⑵中「第五項」を「第四項」に改め、同号⑶中「第四項」を「第三項」に改め、同号⑷中「第五項」を「第四項」に改め、同号⑸中「第四項」を「第三項」に改め、同号⑹中「第五項」を「第四項」に改め、同号⑺中「第四項」を「第三項」に改め、同号⑻中「第五項」を「第四項」に改める。

第三十三条第六号⑴中「第四項」を「第三項」に改め、同号⑵中「第四十九条の六の三第一項、第四十九条の六の四第一項又は第四十九条の六の五第一項」を「第四十九条の六」に改める。

第四十一条の二の六第二十四号中「第十四条第一項の表十六の項㈠」を「第十四条第一項の表十八の項㈠」に改める。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二の二第二項中「第四十九条の六の三第一項、第四十九条の六の四第一項若しくは第四十九条の六の五第一項」を「第四十九条の六」に改める。

（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二　無線呼出局（電気通信業務を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の二）を第四節の三　時分割多元接続方式携帯無線通信の中継を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の三・第四十九条の六の四）」を「第四節の二　無線呼出局（電気通信業務を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の二）第四節の三　時分割多元接続方式携帯無線通信の中継を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の三・第四十九条の六の四）第四節の三の二　符号分割多元接続方式携帯無線通信の中継を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の五）」に改める。

第十四条の表六の項送信設備の欄㈢中「第四十九条の六の二」を「第四十九条の六の四」に、「十五の項から十七の項まで」を「十六の項から十八の項まで」に改め、同表十の項及び十一の項を次のように改める。

十	第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局（基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局を上記の送信設備（以下同じ。）の送信設備に限る。）	陸上移動局又は陸上移動中継局（いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの				
		陸上移動局（同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの				
		陸上移動中継局（同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの				
		陸上移動局又は陸上移動中継局（いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの				
十一	多元接続方式携帯無線通信の中継を行う無線局及び時分割多重・符号分割多元接続方式携帯無線通信の中継を行う無線局の送信設備	次に掲げる送信設備 ㈠　第四十九条の六の三に定める基地局の送信設備 ㈡　第四十九条の六の三に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備のための試験の通信等を行う無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験のため調整をするための通信を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信を行うものを除く。）と通信を行うもの ㈢　第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度（拡散符号によりスペクトル拡散された信号の速度をいう。以下同じ。）が毎秒一・二二八六四メガチップのもの ㈣　第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信を行うものを除く。）と通信を行うもの ㈤　第四十九条の六に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八六メガチップのもの ㈥　第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの 次に掲げる送信設備 ㈠　第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの	七			
十一		六一	五九	八七	八七	六二
十一		六一	五九	八七	五〇	六二
十一		六一	五九	八七	八七	